

報告書（2012年3月）

1. 遺伝子組換え食品添加物のリストの公表

これまで、遺伝子組換え技術を使用した食品添加物について、官報に掲載された品目については、厚生労働省のホームページに掲載されてきたが、官報に掲載されない品目については、内閣府食品安全委員会から厚生労働省への通知でそれらの品目を把握する以外に方法はありませんでした。3月1日、厚生労働省は、「安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト」として、それらの品目のリストを同省のホームページに掲載しました。

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（15品目、2012年2月15日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（45品目、2012年3月1日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

注）3月1日付けのリストは、3月14日に修正されています。

同時に、安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リストも同省のホームページに掲載されました。

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（4品目、2012年3月1日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

2. 未審査の遺伝子組換え食品添加物

1) 昨年12月5日、厚生労働省は、①CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム、②2) KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウムについては、遺伝子組換え審査の手続きを経ず流通していたとし、内閣府食品安全委員会（以下、食品安全委員会）に健康影響評価を求めました。

本年1月13日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会で審議され、健康影響評価書がまとめられ、1月19日から2月17日まで意見募集（パブリックコメント）が実施されました。3月1日の食品安全委員会で安全性が確認されたとして、厚生労働省は、輸入、販売等の自粛を解除しました。

2) 昨年12月20日、厚生労働省は、BASFジャパン株式会社に対し、当該リボフラビンの輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、食品安全委員会の安全性評価に必要となる資料の提出を指示しました。

本年1月6日、食品安全委員会で健康影響評価依頼がなされ、2月17日、専門調査会で健康影響評価書がまとめられ、2月23日から3月23日まで意見募集（パブリックコメント）が実施されました。

3) 昨年12月21日、厚生労働省は、キシラナーゼについても輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、同社を所管する自治体を通じ、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示しました。

* 遺伝子組換え技術を使用した *Bacillus subtilis* 由来のキシラナーゼについては、2004年にADIが「not specified」とされ、JECFA規格が修正されています。

4) 本年3月1日、厚生労働省は、その後の対応を報じました（第3報）

①「リボフラビン」については、平成24年1月12日に食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、2月23日に安全性を認める評価書案がまとめられ、現在食品安全委員会でパブリックコメントを実施中です。

②「キシラナーゼ」については、直ちに食品健康影響評価の諮問を行うためのデータの提出がなかったことから、回収を実施しましたが、現在、評価の諮問に向けて準備を進めています。

<参考> 今回の事例を踏まえ、同様事例の有無について検疫所及び都道府県を通じた調査結果

調査対象	調査対象数	未審査遺伝子組換え食品添加物を取り扱っていた業者数
輸入業者	447社	12社
添加物製造業者	2,044社	81社

注) 詳細は、厚生労働省のホームページでご確認下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000242aq.html>

5) 中国製ビタミンCについても、遺伝子組換え微生物の使用の可能性が指摘されています。

6) この問題は、3月24日付けの「東京新聞」にも取り上げられました。

3. ポストハーベスト アゾキシストロビン

本年3月2日に開催された内閣府食品安全委員会・農薬専門調査会幹事会は、アゾキシストロビンに関する食品健康影響評価をまとめました。審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされました。

*殺菌剤及び防かび剤で、小麦、稲、うり類、いちご等に使用します。今回、こんにゃくへの適用拡大申請及び収穫後にアゾキシストロビンが使用されたかんきつ類（みかんを除く）の輸入を可能にするための食品添加物指定です。

4. 食品添加物の新規指定

本年3月27日、内閣府食品安全委員会添加物調査専門委員会で、国際調和品目であるβ-apo-8'-カロテナルとカンタキサニンに係る食品健康影響評価が行われましたが、継続審議となりました。

一方、EFSAは再評価を実施しています。ラット13週試験のLOAEL 10 mg/kg体重/日に不確実係数200を用いて0.05 mg/kg体重/日とし、推定暴露量が成人の平均でほぼADIに達し、成人の95パーセンタイル、子どもの平均、子どもの95/97.5パーセンタイルでADIを超過するとしています。 EFSA Journal 2012;10(3):2499 [46 pp.]

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2499.htm>

また、これらの品目が食品添加物に指定されると、従来から使用されているアナトー（油溶性のビキシン）、β-カトテンの市場に影響すると思われます。

5. 消費者庁・食品表示一元化

本年3月23日、三田共用会議所にて、消費者庁の「食品表示一元化検討会」の意見交換会が行われました。中間論点整理に対する食品関係事業者と消費者団体からの意見が出されました。並行して、4月4日迄、パブコメが行われます。これらで出された意見を踏まえ、消費者庁でまとめるための作業が行われ、4月に第7回検討会が開催されます。

6. 食品の放射能問題

1) 規制（新たな規制値） 食品衛生法

飲料水：10Bq/kg、牛乳：50Bq/kg、乳児用食品：50Bq/kg、一般食品：100Bq/kg とする新しい規制が、本年4月1日から施行されます、

2) 出荷制限（2012年3月29日 現在）厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

3) 検査結果（3月30日 現在）厚生労働省 第356報

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026yxw.html>

4) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正

3月12日、原子力災害対策本部において、原子力安全委員会の助言を踏まえ、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正されました。併せて、「地方自治体の検査計画について」も公表されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000024vrg-att/2r98520000024vxi.pdf>

5) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。

（3月30日現在、但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_0330.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。（3月30日現在）http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（11月18日現在）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/ichiran_1118.pdf

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(2012年3月29日 現在)

		福島県	
		出荷制限	採取制限
	原乳	2011/3/21～:(2市6町3村) ^{※1}	
野菜類	芽摘芽生葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2011/3/23～:(2市6町3村) ^{※4} (佐々木町、カキナほ3/21～)	2011/3/23～:(2市6町3村) ^{※2}
	芽摘芽菜類 (生かぶ等)	2011/3/23～:(2市6町3村) ^{※4}	2011/3/23～:(2市6町3村) ^{※5}
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	2011/3/23～:(2市6町3村) ^{※4}	
	カブ	2011/3/23～:(2市6町3村) ^{※4}	
	原ホシタケ(露地栽培)	2011/4/13～:(4市2町3村) ^{※3} 2011/4/18～:(福島市) 2011/4/23～:(本宮市) 2011/10/16～:(二本松市)	2011/4/13～:(飯沼村)
	原ホシタケ(施設栽培)	2011/7/19～:(伊達市) 2011/7/22～:(新地町) 2011/7/14～:(川俣町)	
	原ホシタケ(露地栽培)	2011/10/31～:(相馬市、いわき市)	
	キノコ類 (野生のものに限る。)	2011/6/15～:(11市2町11村) ^{※1} (福島市、吉野町の国境部については、9/8から出荷制限) 2011/10/18～:(喜多野市)	2011/9/15～:(いわき市、相馬市) 2011/9/20～:(相馬市) (福島市の国境部については、9/8から採取制限)
	たけのこ	2011/3/8～:(伊達市、相馬市、三好町) 2011/3/13～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、高橋町)	
	くまてつ(ごごみ)	2011/3/8～:(福島市、桑折町)	
	ラム	2011/6/29～:(福島市、伊達市、桑折町) 2011/6/8～:(相馬市、南相馬市)	
	ユズ	2011/3/29～:(伊達市、南相馬市) 2011/10/14～:(伊達市、桑折町) 2012/1/19～:(いわき市)	
	クリ	2011/6/20～:(伊達市、南相馬市)	
キウイフルーツ	2011/12/6～:(相馬市、南相馬市)		
穀類	米(平成23年産)	2011/11/17～:(福島市(旧小国町の区域に限る。)) 2011/11/29～:(伊達市(旧小国町及び旧月形町の区域に限る。)) 2011/12/1～:(福島市(旧福島市の区域に限る。)) 2011/12/8～:(二本松市(旧活川町の区域に限る。)) 2011/12/9～:(伊達市(旧桂沢村及び旧東沢村の区域に限る。)) 2011/12/19～:(伊達市(旧東田町の区域に限る。)) 2012/1/4～:(伊達市(旧槻本町の区域に限る。))	
	イカダの積集	2011/4/20～:(全県)	2011/4/20～:(全県)
	ヤマメ(養殖を除く。)	2011/6/6～:(秋元湖、種間湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(飯川北の合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿賀川(支流を含む。))及び真野川 2011/6/12～:(真野川(支流を含む。)) 2012/3/29～:(新田川(支流を含む。)) 2012/3/29～:(太田川(支流を含む。))	2012/3/29～:(真野川(支流を含む。))
	ウグイ	2011/6/12～:(真野川(支流を含む。)) 2011/6/27～:(阿武隈山のうち奥夫木ダムの下流(支流を含む。)) 2012/3/29～:(秋元湖、種間湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(飯川との合流点から上流部分に限	
	アユ(養殖を除く。)	2011/6/27～:(阿賀川(湖沼及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(飯川との合流点から上流部分に限	
	牛肉 ^{※6}	2011/1/18～:(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉	イノシシ肉	2011/11/9～:(伊達市(2市2町3村) ^{※4}) 2011/11/23～:(奥平地域(4市3町1村) ^{※5}) 2011/12/2～:(5市10町2村) ^{※6} 2011/12/2～:(6市13町6村) ^{※10}	2011/11/9～:(飯沼村(2市2町3村) ^{※2}) 2011/11/23～:(喜多野村(4市3町1村) ^{※9})
	クマ肉	2011/12/2～:(6市13町6村) ^{※10}	
	その他	茶	2011/4/20～:(全県)
茨城県			
		出荷制限	採取制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	2011/10/14～:(土浦市、行方市、埴田市、小栗玉市) 2011/11/10～:(保城町、阿見町)	
	原ホシタケ(施設栽培)	2011/10/14～:(土浦市、埴田市) 2011/11/10～:(保城町)	
肉	イノシシ肉	2011/12/21～:(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	2011/6/22～:(2市10町2村) ^{※11}	
栃木県			
		出荷制限	採取制限
野菜類	原ホシタケ	2012/2/15～:(那須塩原市、矢板市)	
	原ホシタケ(露地栽培)	2011/11/2～:(鹿沼市、矢板市) 2011/11/2～:(水田原市、那須塩原市) 2011/11/14～:(6市5町) ^{※12}	
	原ホシタケ(施設栽培)	2011/11/14～:(那須塩原市、日光市)	
	牛肉 ^{※6}	2011/8/2～:(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉	イノシシ肉	2011/12/9～:(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
	シカ肉	2011/12/2～:(全県)	
その他	茶	2011/6/22～:(真狩市、大田原市) 2011/7/8～:(栃木市)	
千葉県			
		出荷制限	採取制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	2011/10/11～:(我孫子市、君津市) 2011/11/18～:(船山市) 2011/12/22～:(佐倉市) 2012/2/23～:(印西市)	
	その他	茶	2011/6/22～:(野田市、成田市、八街市、夷野市、山武市) 2011/7/4～:(鎌倉市)
神奈川県			
その他	茶	2011/6/22～:(横浜府県)	採取制限
群馬県			
		出荷制限	採取制限
その他	茶	2011/6/30～:(赤川市、桐生市)	採取制限
宮城県			
		出荷制限	採取制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	2012/1/16～:(白石市及び丸田市) 2012/3/8～:(丸森町) 2012/3/15～:(蔵王町)	
	牛肉 ^{※6}	2011/7/28～:(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	その他	茶	2011/6/22～:(全県)
埼玉県			
		出荷制限	採取制限
肉	牛肉 ^{※6}	2011/8/1～:(全県、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	採取制限

7. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2012年3月）特筆すべき事例のみ紹介します。

- 株式会社ニチレフレッシュがベトナムから輸入された「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類の命令検査で、0.01ppmの合成抗菌剤エンロフロキサシン検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- 双日食料株式会社がベトナムから輸入した「加熱摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：エビフライ」の命令検査で AOZ としてフラゾリドン 0.006ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- 株式会社武蔵富装がフィリピンから輸入した「ゆでだこ」のモニタリング検査で、0.041 及び 0.084g/kg の次亜硫酸ナトリウム（二酸化硫黄として）検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- オカムラトレーディング株式会社がデンマークから輸入した「すじこ」の命令検査で、0.0059、0.0074 及び 0.0094g/kg の亜硝酸ナトリウム（亜硝酸根として）検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- 三菱商事株式会社、伊藤忠商事株式会社、三井物産株式会社等が、タイ、アメリカ、オーストラリアから輸入した「うるち精米」の行政検査で、異臭及びカビの発生等が認められたとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2012年3月31日）